た時期及び理由を19欄又は別紙に記載して添えてください。

- ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、19欄又は別紙に記載して添 えてください。
- ② 計画の変更申請の際は、20欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してくださ VI.

#### 5. 第四面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと(延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同 じ。)に作成してください。
- この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添
- 付すれば記載する必要はありません。 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建 築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具 体的に書いてください。
- ⑤ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5欄は「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、 構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第 「準耐火構造」、「準耐火 108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」 構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号 に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を 有する構造(ロ-2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう)の うち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれも該当しない場合 は「その他」に「レ」マークを入れてください。
- 6欄は「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、 準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第 1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適 合する構造」又は「その他」(上記のいずれかに該当しない建築物で、建築基準法第21条又 は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マーク を入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する 構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場 合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてくださ い。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第 27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号ロ に掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」(同 条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」(上記のいずれにも該 当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェック ボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合 は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- 8欄の「ハ」は建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の 部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記 入してください。
- ⑩ 8欄の「二」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物 の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してく
- 10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築 基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には当該建築基準関係規定に係 る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑫ 11欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れて ください。
- □ 11欄の「二」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合 、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入し てください。
- ④ 11欄の「ホ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場 合にのみ記入して下さい。また、11欄の「へ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場 合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合に のみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証 型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ホ」(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並 びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。)並びに

13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)については記入する必要はありません。

- 12欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ① 16欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- 17欄は、「水洗」「くみ取り」又は「くみ取り(改良)」のうち該当するものを記入してください。
- ① ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ② 申請建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- ② 主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計(準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。)を用いたものについては、19欄にその旨を記入してください。
- ② 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、19欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。
- ② 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、19欄に、その旨を記入してください。
- ② 計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

#### 6. 第五面関係

- ① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から 8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内 容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- ③ 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤ 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

#### 7. 第六面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物(建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。)ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④ 3欄の「二」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8 欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

## 3. 工事届の様式

変更ポイント用途分類が建築確認申請の用途分類と同一になります。 次ページ以降の様式の赤字部分が変更部分です。





### 建築基準法第15条第1項の規定による 建築工事届 (第一面)

年 月 日

知事 様

	加事		
建築主			
氏名			
郵便番号	=		•
住所	•		
電話番号			
工事施工者(設計者又は何	代理者)		
氏名			
営業所名(建築士事務	所名)		
郵便番号	_		
所在地	*		
電話番号			L事内容について確認を
担当者の氏名			う際に、回答ができる担当
担当者の電話番号			音について記入してくださ ヽ。
工事監理者		U	10
氏名			
営業所名(建築士事務	所名)		
郵便番号	-		<u> </u>
所在地			
電話番号	<u> </u>		**
建築確認			
確認済証番号	第	号	
確認済証交付年月日	年 月	Ħ	
確認済証交付者			
除却工事施工者			
氏名			Ĩ
営業所名			
郵便番号	=		
所在地	-		
電話番号			
担当者の氏名		•	
担当者の電話番号	1-2		रचे

※受付経由機関記載欄

## (第二面)

# 【共通事項】 小<mark>数点以下は四捨五入</mark>し て、整数で記入してください

1. 着工及び工事完了	の子	定期日】								- 1	で記入して
<ol> <li>着工予定期日</li> </ol>			年			月	日		ı		
2. 工事完了予定期日			年			月	日				
2. 建築主】								28			
イ. 建築主の種別		(1)国 (4)会社				)都道府県 )会社でな				(3)市区町7(6)個人	村
1. 資本の額又は 出資の総額			)万円以下 )万円超~1	億円	以					000万円以7 以下 凵 (§	
3. 敷地の位置】									2.00.0	3 300	730.0 770.0 3000, 300 300, 1300
. 地名地番											
1. 都市計画			化区域 区分非設定 計画区域及							街化調整区 都市計画区	
1. 工事種別】		(1)新築	☐ (2) ±	曽築		□ (3)改	築 📙	(4)移	転		
5. 主要用途】					(	注意欄に	記載の記	号を記	三人	してくださ	(v)
<ol> <li>6. 一の建築物ごとの</li> </ol>	内室	\$ <b>]</b>		· ·	33						
. 番号											
. 物件名											
									11.		
、用途 (注意欄に記載の記号を 記入してください)		多	5用途			多	用涂			多用	途
注意欄に記載の記号を 記入してください) 工事部分の構造 注意欄に記載の記号を		多	用途			多	用途			多用	途
注意欄に記載の記号を 記入してください) - 工事部分の構造		<b>多</b>	;用途 月間	]		多		間		多用	月間
注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事部分の構造 注意欄に記載の記号を 記入してください)		3		]		多	月	間 n <sup>2</sup>		多用	70000 p.es
注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事部分の構造 注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事の予定期間		<b>第</b>	月間	]		多 用途	月			多用	月間
注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事部分の構造 注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事の予定期間 . 工事部分の 床面積の合計			月間	] m²	1		月		1		月間 ㎡
注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事部分の構造 注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事の予定期間 . 工事部分の 床面積の合計	①	用途	月間	m²	1	用途	月	m² m²	①	用途	月間 ㎡
注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事部分の構造注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事の予定期間  . 工事の予定期間  . 工事の合計  . 用途ごとの工事部分の床面積工事部分の用途が1種類のみであり、八の用途と	①	用途床面積	月間	m²	1	用途床面積	月	m² m²	1	用途 床面積	月間 ㎡
注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事部分の構造注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事の予定期間  . 工事の分の床面積の合計  . 用途ごとの工事部分の床面積がの合計  . 用途がの所見がります。	1	用途 床面積 用途	月間	m²	1	用途 床面積 用途	月	n² m²	1	用途 床面積 用途	月間 ㎡
注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事部分の構造注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事の予定期間  . 工事の予定期間  . 工事の合計  . 工事的行の合計  . 用途ごとの工事部分の床面積の合計  . 用途がのの用途が1種類とのみであるり、場合は、入	1	用途 床面積 用途 床面積	月間	m²	1	用途 床面積 用途 床面積	月	n² m²	1	用途 床面積 用途 床面積	月間 m² n
注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事部分の構造注意欄に記載の記号を記入してください)  . 工事の予定期間  . 工事の予合計  . 工事の合計  . 用途ごとの工事部分の床面積の合計  . 用途ごとの工事部分の床面積である場合は、記入不要です。)	1	用途 床面積 用途 床面積	月間	m² m²	1	用途 床面積 用途 床面積	月 r	nî mî	1	用途 床面積 用途 床面積	月間
注意欄に記載の記号を記入してください) . 工事部分の構造注意欄に記載の記号を記入してください) . 工事の予定期間 . 工事の分の 床面積の合計 . 用途ごとの工事部分の床面積工事部分の用途が1種類とのみであり、場合は、記入不要です。)	1	用途 床面積 用途 床面積 用途	月間 m²	m² m²	1	用途 床面積 用途 床面積 用途	月 r	m² m² m²	1	用途 床面積 用途 床面積	月間 m² n n 万円
注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事部分の構造 注意欄に記載の記号を 記入してください) . 工事の予定期間 . 工事部分の 床面積の合計	① ② ③	用途 床面積 用途 床面積 用途	月間 m²	m² m²	① ② ③	用途 床面積 用途 床面積 用途	月 r が税込み	m² m² m²	① ② ③	用途 床面積 用途 床面積 用途	月間 m² n n 万円

【1. 住宅部分の概要】		
イ. 番号		
ロ. 新設又は その他の別	□ (1)新設 □ (2)その他	
ハ. 新設住宅の資金	□ (1)民間資金住宅 □ (2)公営住宅 □ (3)住宅金融支援機構 □ (4)都市再生機構住宅 □ (5)その他	<b></b>
ニ. 住宅の建築工法	□ (1)在来工法 □ (2)プレハブ工法 □ (3)枠組壁工法	
ホ. 住宅の種類	□ (1)専用住宅 □ (2)併用住宅 □ (3)その他の住宅	
へ. 住宅の建て方	□ (1)一戸建住宅 □ (2)長屋建住宅 □ (3)共同住宅	
ト. 利用関係	□ (1)持家 □ (2)貸家 □ (3)給与住宅 □ (4	)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸戸戸戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	$m^2$ $m^2$ $m^2$	m²
イ. 番号		
ロ. 新設又は その他の別	□ (1) 新設 □ (2)その他	
ハ. 新設住宅の資金	□ (1)民間資金住宅 □ (2)公営住宅 □ (3)住宅金融支援機構 □ (4)都市再生機構住宅 □ (5)その他	<b></b>
二. 住宅の建築工法	□ (1)在来工法 □ (2)プレハブ工法 □ (3)枠組壁工法	
ホ. 住宅の種類	□ (1)専用住宅 □ (2)併用住宅 □ (3)その他の住宅	
へ. 住宅の建て方	□ (1)一戸建住宅 □ (2)長屋建住宅 □ (3)共同住宅	
卜. 利用関係	□ (1)持家 □ (2)貸家 □ (3)給与住宅 □ (4	)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸戸戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	$m^2$ $m^2$ $m^2$	m²
イ. 番号		
ロ. 新設又は その他の別	□ (1)新設 □ (2)その他	
ハ. 新設住宅の資金	□ (1)民間資金住宅 □ (2)公営住宅 □ (3)住宅金融支援機構 □ (4)都市再生機構住宅 □ (5)その他	<b></b>
二. 住宅の建築工法	□ (1)在来工法 □ (2)プレハブ工法 □ (3)枠組壁工法	<del></del>
ホ. 住宅の種類	□ (1)専用住宅 □ (2)併用住宅 □ (3)その他の住宅	
へ. 住宅の建て方	□ (1)一戸建住宅 □ (2)長屋建住宅 □ (3)共同住宅	
ト. 利用関係	□ (1) 持家 □ (2) 貸家 □ (3) 給与住宅 □ (4	)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸戸戸戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	$m^2$ $m^2$ $m^2$	m²
【2. 除却建築物の概要	1	
イ. 主要用途	(注意欄に記載の記号を記入してくだ	さい)
口. 除却原因	□ (1) 老朽して危険があるため □ (2) その他	
ハ. 構造	□ (1)木造 □ (2)その他	
二. 建築物の数	棟	
ホ. 住宅の戸数	戸	
へ. 住宅の利用関係	□ (1)持家 □ (2)貸家 □ (3)給与住宅	
ト. 建築物の床面積の	合計 m²	
チ. 建築物の評価額	万円	
		Į.

#### (注意)

- 1. 各面共通関係
  - 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してくだ さい。
- 2. 第一面関係
- 工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄 及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及 び電話番号を記入してください
- ② ※印のある欄は記入しないでください。
- ③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようと する場合に記入してください。
- 3. 第二面関係
- ① 2欄の「イ」及び「ロ」、3欄の「ロ」、4欄並びに6欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ② 2欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の
- 法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
- ③ 2欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。 ④ 3欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計 画区域をいいます。
- ⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。⑥ 5欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

	記号	
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物 (物置、車庫等)	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物(物置、車庫等)	02

⑦ 5欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表 の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

		記	号
	主要用途の区分	居住 産業 併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業		30
鉱業、採石業、砂利採助	文業、建設業	11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・フ	k道業	13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37

不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス 業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、学習塾及び 教養・技能教授業ほか)	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業(信書便事業を含む。)、郵便局、学術・開発研究機 関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸 業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・ 美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サー ビス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

- ⑧ 6欄は、一の建築物(1棟)ごとに各列に記入してください。
   ⑨ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物(1棟)ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
   ⑩ 6欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。
   ⑪ 6欄の「ロ」は、居出時点の物件名を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してく ださい。

	用途の分類	記号
一戸建ての住宅		08010
長屋		08020
共同住宅		08030
寄宿舎		08040
下宿		08050

⑫ 6欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分につい て、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、2種類以上の用途 (既存部分があるときは、その用途を含む。)があるときは、一番大きい床面積の用途について記入 し、3種類以上の用途(既存部分があるときは、その用途を含む。)があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に 掲げるものを除く。次項において同じ。) (入所する者の寝室があるものに限る。)	08210

児童福祉施設等 (入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法 (昭和22年法律第165号) の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場(自動車修理工場を除く。)	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する	
もの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそ そる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された 農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を 営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08650
その他	08990

(B) 6欄の「二」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

- 6欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。
- ⑤ 6欄の「ト」は、床面積が大きい順に3種類までの用途について、(注意) 3. ⑫に準じて該当する記号を記入してください。
- 6欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

#### 4. 第三面関係

- ① 1欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物(工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。)である場合に記入してください。当該建築物の数が2以上のときは、一の建築物(1棟)ごとに記入してください。
- ② 2欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
- ③ 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 1欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。<u>ただ</u>し、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (5) 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があって、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。
- ⑥ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。
- ⑦ 1欄の「二」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
- 8 1欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

- ① 1欄の「へ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅(連続建)をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの(重ね建)を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
   ⑩ 一件の建築工事で1欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
   ⑪ 2欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、(注意) 3. ⑥に準じて該当する記号を記入してください。
- ださい。
- 2欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、(注意) 3. ⑦に準じて該 当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

  ③ 2欄の「ロ」、「ハ」及び「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ※この届は国の統計調査において利用される場合があります。

# 4. 条例、細則、取扱い

## (1)建築基準法関係条例、細則

条例及び細則等は、建設地により適用となるものが異なりますので、ご注意ください。 細則等に定める様式や添付書類を確認の上、申請又は届出をお願いします。

制定者	条例名等	適用地区
鳥取県	鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)	県内全域
	鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)	市部以外
鳥取市	鳥取市建築協定条例(平成 16 年鳥取市条例第 171 号)	鳥取市内
	鳥取市建築基準法施行細則(平成2年鳥取市規則第5号)	一一一一
米子市	米子市建築基準法施行細則 (平成 17 年米子市規則第 120 号)	米子市内
倉吉市	倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における建築基準法制限の	
	緩和に関する条例(平成 12 年倉吉市条例第 33 号)	倉吉市内
	倉吉市建築基準法施行規則(平成 11 年規則第 11 号)	
境港市	境港市建築基準法施行細則(平成8年境港市規則第7号)	境港市内
若桜町	若桜町若桜伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩	若桜町該当地
	和に関する条例(令和3年若桜町条例第27号)	区内

<sup>※</sup>智頭町坂井原と大山町所子は都市計画区域外のため、伝統的建造物群保存地区に係る建築基準 法の制限の緩和に関する条例はありません。

## (2)取扱い

鳥取県において、各特定行政庁と協議の上、制定等している取扱い(抜粋)は以下のとおりです。詳細はHPからご確認ください。http://db.pref.tottori.jp/Kenchikukijyunhou2.nsf/index.htm

登録日	件名		
令和 6 年 12 月 19 日	住宅用火災警報器等の設置に関する建築確認等の取扱いについて		
令和 6 年 12 月 19 日	島取県におけるシックハウス対策の取扱いの一部改訂について		
	鳥取県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書き認定の審査基準		
令和 6 年 3 月 28 日	について について		
令和 4 年 3 月 11 日	軽易な自動車車庫の取扱いについて		
令和2年3月1日	既存の戸建住宅を活用したゲストハウス・民宿の建築基準法上の取 扱い		
平成 31 年 4 月 16 日	検査済証のない第4号建築物の建築基準法第12条第5項の報告 に ついて		
平成 31 年 3 月 29 日	条例第4条第2項第3号に基づくがけ地に近接する建築物の認定基準		
平成 31 年 2 月 6 日	鳥取県建築審査会同意案件の特例取扱規則		
平成 29 年 8 月 3 日	建築基準法第6条第1項第四号建築物に併設してアルミ製サンルームを設置する場合の取扱いについて		
平成 29 年 8 月 3 日	準防火地域内の延焼のおそれのある部分の取扱いについて		
平成 29年3月27日	鳥取県建築基準法施行条例第8条における敷地内通路に面する主要 な出入り口について		
平成 29 年 3 月 23 日	既存住宅を活用した児童等向けホーム等の建築基準法上の取扱い		
十八 20 千 0 万 20 日	幅員4メートル未満の通路に接する敷地に係る建築基準法第43条第		
平成 29年1月17日	2項第2号の許可にあたっての建築審査会への附議基準について		
平成 28 年 3 月 31 日	既存住宅を活用したシェアハウスの建築基準法上の取扱い		
平成 26年3月31日	建築基準法施行規則第3条の2の規定による軽微な変更に係る取り   扱いについて		
平成 25年9月3日	建築基準法第6条第1項の第一号建築物の取扱いについて		
平成 25 年 9 月 3 日	建築基準法施行令第112条第9項の規定による階段部分の防火区 画について		
平成 25 年 3 月 7 日	建築基準法第28条第4項の取り扱いについて		
平成 25 年 2 月 5 日	既存住宅を活用した「グループホーム等」の建築基準法上の取扱い		
平成 20 年 2 月 29 日	集会場の取扱いについて		
平成 18年12月7日	浄化槽の設置に関する建築確認等の取扱いについて		
平成 17年1月21日	吹きさらしの廊下床面積の算定について		
平成 17年1月17日	クッキングヒーターの取扱いについて		
平成 16 年 9 月 9 日	「住宅の離れ」の用途上可分不可分の取扱いについて		
平成 16 年 7 月 2 日	防煙壁を構成する材料のうち、不燃材料とする部分について		
平成 12 年 12 月 1 日	小屋裏物置の取扱いについて		
平成 12 年 12 月 1 日	建築基準法施行令第112条第12項(倉庫の異種用途区画)の取扱いについて		
平成 12 年 8 月 29 日			
平成 12 年 6 月 29 日	建築基準法第43条第1項ただし書許可の取扱いについて(通知)		
平成 12 年 4 月 3 日	屎尿浄化槽JISの改正に伴う住宅の人槽算定について		
	軽易な自動車車庫の取扱いについて		
平成 11 年 7 月 21 日	合併処理の取扱いについて		
平成 11 年 1 月 4 日	バルコニー等の床面積等の取扱いについて		
昭和 59 年 3 月 28 日	同一敷地内の建築物をつなぐ渡り廊下の取扱い		
昭和 53年9月2日	第一種住居専用地域内に建つ町内会等の専用集会所の取り扱いにつ   いて		

とりネットの住宅政策課の「建築基準法」のページをご覧ください。

https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47398



#### 建築基準法関係

建築基準法は、国民の生命と財産の安全を守るため、建築物の安全性の確保等を目的として、建築物の敷地、 構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている法律です。県では、この法律に基づき、建築確認や完了検 査などの業務を行っています。

#### 建築物を建てるときに

建築主となる方は、建築しようとしている建築物が建築基準法に適合したものであることを、いくつかの段階でチェックしてもらう必要があります。こうした手続きを経ずに建築物を建築することはできません。これらの手続きは、東部建築住宅事務所、中部および西部総合事務所生活環境局、各市の確認申請窓口及び民間の確認検査機関で行われます。

※都市計画区域外の木造住宅などでは手続き不要の場合もあります。

- 特定建築物等の定期調査報告の対象、報告時期等が改正されました
- 平成29年4月1日より建築物省エネ法の適合性判定が必要になります
- 平成27年6月1日以降の建築確認(構造計算適合性判定)の手続きの変更について
- 鳥取県における建築確認の円滑化への取組について
  - ~本県独 自の建築確認の標準処理日数を定め、併せて苦情・相談窓口を開設しました~
- 建築基準法について
- 建築確認申請、中間検査、完了検査について
- 建築工事届、建築物除却届について
- 特定建築物の定期調査報告状況
- その他の届出等について
- 条例、取り扱い等 (設計者向けの情報です。)
- 設計・工事監理について
- コンテナを利用した建築物について
- 申請窓口(特定行政庁、県内の指定確認検査機関

## 取り扱いはこちらからご覧ください。

期外の方へ

- 県内の申請窓口はこちらからご覧くだ さい。

各市の建築基準法関係は以下のページをご覧ください。

■鳥取市 https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1597111471237/index.html



■米子市 https://www.city.yonago.lg.jp/4158.htm



■倉吉市 https://www.city.kurayoshi.lg.jp/6287.htm



■境港市 https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=108215



## 5. 都市計画区域(都市計画区域外の地域)

## 鳥取市

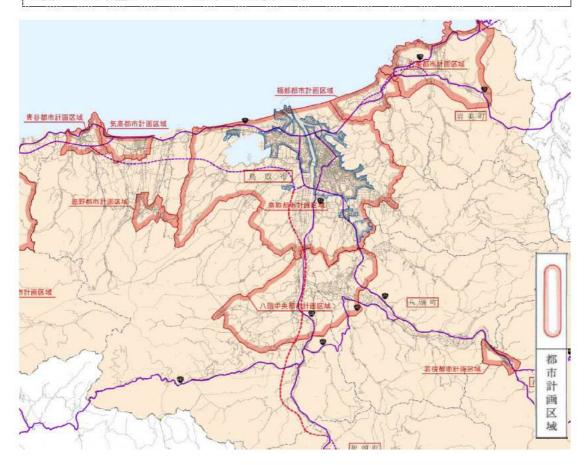
都市計画区域外: 下図の赤枠の範囲外の地域

福部地区、国府地区、河原地区、気高地区、鹿野地区、青谷地区の 一部及び用瀬地区、佐治地区の全域

※詳細は建築指導課(鳥取市役所本庁舎5階51番窓口)にご相談ください。

#### 用瀬町用瀬、用瀬町別府の地区について

確認申請が必要な知事が指定した要確認地域のため、表面2の確認申請についてはこれまで と変わらず、平屋かつ200㎡以下でも必要です。



# 米子市

都市計画区域外: 下図の赤枠の範囲外の地域

大高地区、県地区(尾高、泉、岡成、下郷、日下、石州府、福万、河岡)

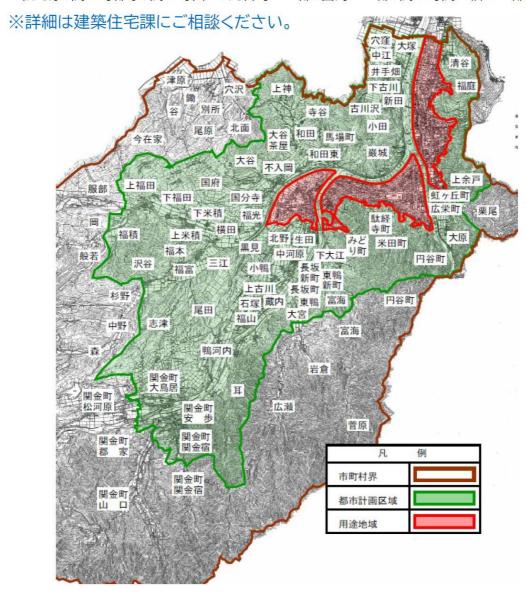
※詳細は建築相談課にご相談ください。



## 倉吉市

## 都市計画区域外: 下図の色のついていない地域

栗尾、北面、穴沢、別所、鋤、谷、津原、尾原、杉野、忰谷、中野、長谷、森、大河内、今在家、服部、桜、河来見、岡、大立、上大立、般若、椋波、立見、岩倉、菅原、広瀬、関金町野添、関金町小泉、関金町米富、関金町福原、関金町明高、関金町堀、関金町今西、関金町泰久寺、関金町松河原、関金町郡家、関金町山口、円谷町の一部、富海の一部、関金町関金宿の一部



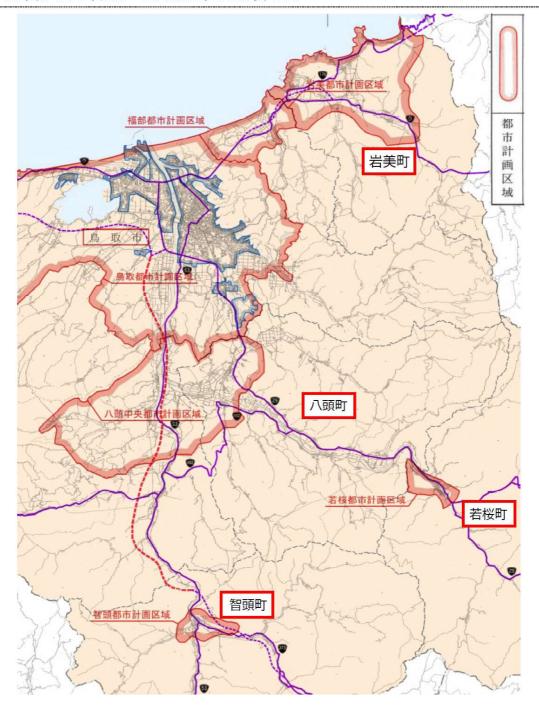
## 八頭郡·岩美郡

## 都市計画区域外:下図の赤枠範囲より外側の地域

※都市計画区域内外の詳しい範囲はお近くの役場までお問合せください。

<u>若桜町 三倉、屋堂羅、赤松、来見野、諸鹿、香田(不香田)、長砂、湯原、淵見、茗荷谷、つく米、</u>大炊、岸野、糸白見、根安の地区について

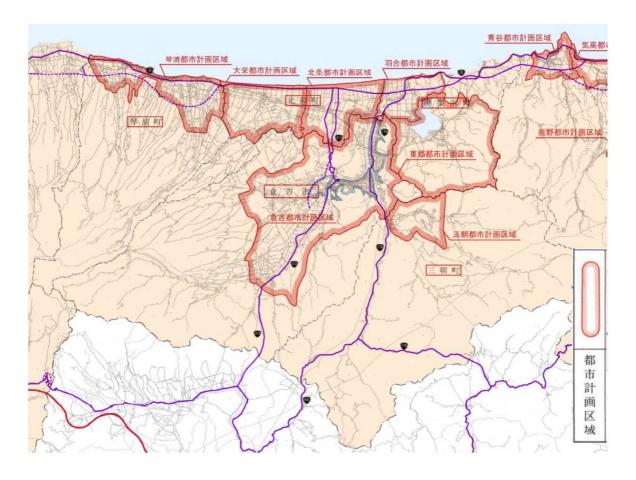
確認申請が必要な知事が指定した要確認地域のため、表面2の確認申請についてはこれまでと変わらず、平屋かつ200㎡以下でも必要です。



# 東伯郡

# 都市計画区域外:下図の赤枠の範囲外の地域

※都市計画区域内外の詳しい範囲はお近くの役場までお問合せください。

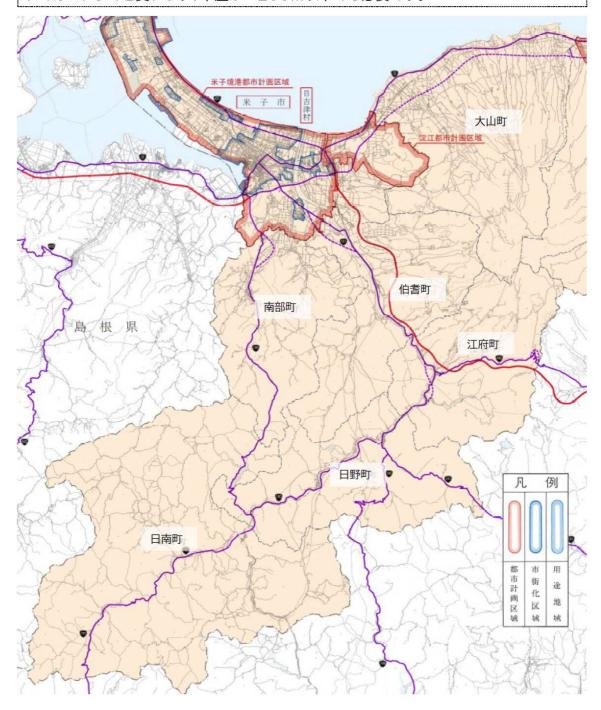


# 西伯郡・日野郡

# 都市計画区域外:西伯郡(日吉津村を除く)、日野郡

# ※江府町江尾地区、日野町根雨、三谷の地区について

これまでも確認申請が必要な知事が指定した要確認地域のため、表面2の確認申請についてはこれまでと変わらず、平屋かつ200㎡以下でも必要です。



## 6. 確認申請をする前の準備(道路の確認等)

#### ①計画敷地の要件等を確認

計画敷地で様々な制限があります。必ず計画敷地の市町村や特定行政庁に確認しましょう。

#### 1) 鳥取県全域

災害危険区域、土砂災害特別警戒区域(以下、「レッド区域」という。)、がけ、伝統的建造物群保存地区、景観形成区域 等

#### 2) 都市計画区域内

用途地域、市街化調整区域、防火・準防火地域、22条地域、都市計画施設、事業認可 区域 等

#### 3)都市計画区域外

知事が指定した要確認地域 等

#### ②地域要件の概要

#### 1) 用途地域

・用途規制がかかる。住宅が建てられない地域もある。兼用住宅を建築する場合は、 非住宅部分に規制がかかる場合がある。

#### 2) 市街化調整区域

・建築に制限があり、開発行為の許可等を事前に行う必要がある。

### 3) 都市計画施設等の区域(都市計画法第53条関係)

- ・建築物の位置が道路、公園、下水道その他の都市計画施設の区域内に計画されている場合は、建築確認申請に先立ち都市計画法 53 条の規定による市町村長の許可が必要となる。
- ・敷地が都市計画施設(主に都市計画道路、公園等)の区域にかかっている場合は当該区域を配置図に明示し、許可番号を記載する。

#### 4) 事業認可区域(都市計画法第65条関係)

・都市計画事業の認可を受けた区域内で都市計画事業に支障がある建築等を行う場合 は都市計画法第65条の規定による市町村長の許可が必要。

### 5) 区画整理事業施行地区(土地区画整理法第76条関係)

・土地区画整理事業施行区域内で建築を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定による許可が必要。

### 6) 下水処理区域

・原則公共下水道への接続が必要。

#### 7) 自然公園法第20条による特別地域

特別地域内で建築等の行為をする場合、許可が必要。

#### 8) 景観法第16条による景観形成重点区域

・景観計画に適合した色彩等の計画とし、着工の30日前までに届出が必要。

### 9) 占用許可

・敷地と前面道路との間に水路や敷地内に赤線がある場合は、市町村長の法定外公 共物占用許可が必要。

#### 10) 地区計画

・敷地が都市計画法第12条の5による区域内にある場合は計画に適合する必要あり、市町村長への届出が必要。

#### 11) 鳥取県屋外広告物条例第3条の許可

・屋外広告物条例第3条の規定により、同条に定める区域に広告物を表示する場合は 同条の規定による市町村長の許可を受ける必要がある。

#### 12) その他規制区域(伝統的建造物群保存地区、海岸・河川法、急傾斜地崩壊危険区域)

- ・伝統的建造物群保存地区の場合、市町長に手続きが必要。
- ・港湾区域、漁港区域では建築物の用途規制がかかる場合があり、管理者の許可が必要。

#### ③がけの規制について地域要件の概要

「災害危険区域」「がけの付近の建築物」「レッド区域」の建築については、以下のと おり規制があり、手続き等が必要です。

#### 1) 災害危険区域(県条例3条許可)

- ・建築基準法第39条及び鳥取県建築基準法施行条例に基づき、関係市町村長の意見 を聞いて災害危険区域を指定
- ・災害危険区域内では、住宅の用に供する建築物の建築を制限
- ・「急傾斜地崩壊防止工事の施工済箇所」や「法に規定された構造方法等を用いて建築されている場合」並びに「特定行政庁が建築物の構造もしくは敷地の状況又は災害を防止すための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合」は建築できる。
- ・災害危険区域内に建築する場合は許可が必要で、この許可は建築確認申請の前に行 うこと。
  - ※災害危険区域の確認は県の「とっとり WEB マップ」で確認できます。

### 2) がけ付近の建築物(条例4条認定)

鳥取県建築基準法施行条例第4条により、高さが2mを超えるがけの上又は下に建築物を建築する場合において、「当該建築物の位置ががけの付近にあるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、「急傾斜地崩壊防止工事の施工済箇所」や「法に規定された構造方法等を用いて建築されている場合」並びに「特定行政庁が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止すための措置の状況により安全上支障がないと認定した場合」は建築できると規定されており、がけの付近で擁壁が設けられない場合には、原則的に災害危険区域内と同様に認定が必要。

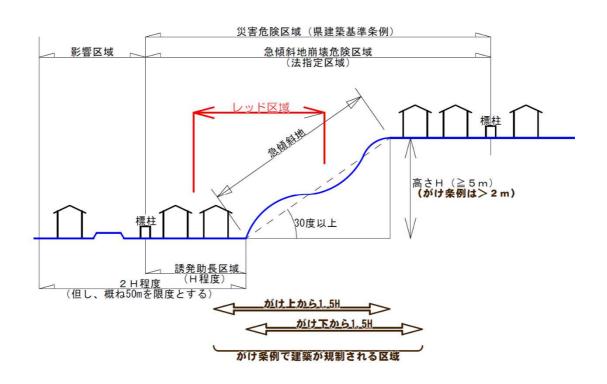
### 3) レッド区域(土砂災害特別警戒区域) ※イエロー区域は関係しない

土砂法に基づき、県が指定した土砂災害特別警戒区域で県内各地にあります。土砂災害特別警戒区域に指定されると、以下のように一定の制限がかかります。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設などの特定の開発行為に対する許可が必要
- ・レッド区域内で住宅の建替え等を行う場合に、壁や基礎を強化するなど構造に規制
- ・都市計画区域外で確認申請がいらない新3号建築物も敷地の半分以上がレッド区域 である土地で、建築物がレッド区域内にある場合は、建築物の建替え等に建築確認 が必要
- ※レッド区域の確認については「とっとりWEBマップ」で確認できます。

#### 【参考】がけに関する建築規制のイメージ図

※災害危険区域(知事が定めた区域)=急傾斜地崩壊区域(急傾斜地法) ≠ レッド・イエロー区域(土砂災害防止法)



# ④建築基準法上の道路と建築物の関係

建築基準法では「道路」という単語を厳格に定義しており、建築基準法第 42 条に規定する各種の道路を指します。以下が、建築基準法上の道路です。

【参考】建築基準法上の道路(都市計画区域内に限り適用になる)

法令	呼称	内容
法第42条1項1号	1号道路	国道、県道、市道などの道路法により築造された幅員 4m 以上道路
法第 42 条 1 項 2 号	2号道路	都市計画法、土地区画整理法などにより築造 された道路
法第 42 条 1 項 3 号	既存道路	建基法の適用及び都市計画区域に指定される 以前から存在した幅員 4m 以上の道
法第 42 条 1 項 4 号	計画道路	事業執行が予定され、特定行政庁が認めた道 路
法第 42 条 1 項 5 号	位置指定道路	政令で定める基準に適合した道で、特定行政 庁から道路位置指定を受けた道路
法第 42 条 2 項	2 項道路 (みなし道路)	建築基準法の適用及び都市計画区域に <u>指定される以前から存在した</u> 幅員 4m 未満の道
法第 42 条 3 項	3 項道路	土地の状況により幅員 4m 未満で特定行政庁 が指定した道(岩美町田後)
法第 42 条 4 項	4 項道路	6m 区域内の特定行政庁が認めた道 -
法第 42 条 5 項	5 項道路	6m 区域指定時に現に存していた道で幅員 4m 未満の道
法第 42 条 6 項	6 項道路	幅員 1.8m 未満の 2 項道路 ※建築審査会の 同意が必要

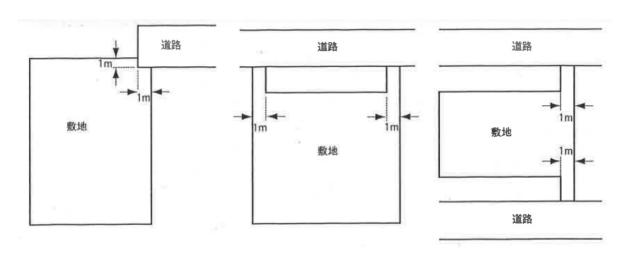
特定行政庁 が指定した 区域 (県内には ない)

4 m以上の道であっても、上記に当てはまらないもの(例えば農道、港湾管理道)は建築基準法上の「道路」ではありません。ただし、建築確認申請の前に特定行政庁が認定もしくは許可すれば接道としてみなせる場合があります。

## ⑤建築物の敷地と道路との関係

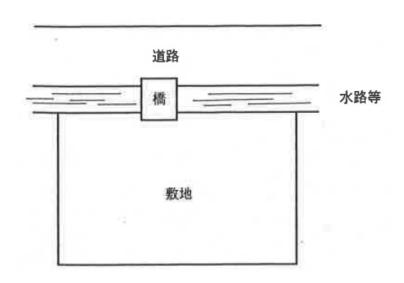
建築物の敷地は、一般通行のほか避難上または消防上などで支障がないよう有効に道路に接していなければなりません。建築基準法では、原則として建築物の敷地は道路に2m以上(特殊建築物は3m以上)接する(「接道」といいます。)ように定められています。

次のような場合は、接道しているとはいえません。



## ○道路と敷地の間に水路等がある場合

次のような場合は、橋などで避難上有効に道路と接する必要があます。橋などを設置するのに水路部分の管理者の承諾を得る必要があります。また、水路を占用しているので、占用許可が必要になります。



## ○建築基準法の道路幅員の考え方

## 道路幅員に含まれるもの

工作物等	道路幅員に含むかどうか
側溝(U型、L型)	含む (蓋の有無には関係なし)
歩道	含む
法敷き	含まない
水路	含まない

※電柱・ガードレールはないものと考える。

